(八)　都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

(九)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる新築貸家住宅の床面積の要件を二一〇平方メートル以下（改正前二八〇平方メートル以下）とし、戸数の要件を一〇戸以上（改正前五戸以上）とすることとした。（附則第一二条関係）

(一〇)　耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の細目を定めることとした。（附則第一二条関係）

6　国民健康保険税

国民健康保険税の減額の基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を二七万円（改正前二六万五〇〇〇円）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を四九万円（改正前四八万円）に引き上げることとした。（第五六条の八九関係）

7　その他

金融機関等における預貯金者等情報について、その管理方法として、各預貯金に係る電磁的記録にその預貯金者等の個人番号又は法人番号を記録することとした。（第六条の二一の二関係）

二　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一一九号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

都区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法を定める規定について所要の規定の整理を行うこととした。（第二一〇条の一二及び附則第七条の四関係）

二　地方財政法施行令の一部改正関係

1　臨時財政対策債の発行可能年度を平成二九年度から平成三一年度までとすること及び県費負担教職員の給与負担の指定都市への事務移譲により創設される分離課税所得割交付金等の全額を基準財政収入額に算入することに伴い、標準財政規模の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（第一三条及び附則第九条～第二〇条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　災害対策基本法施行令の一部改正関係

県費負担教職員の給与負担の指定都市への事務移譲により創設される分離課税所得割交付金等の全額を基準財政収入額に算入することに伴い、標準税収入額の算定方法を定める規定について所要の見直しを行うこととした。（第四三条並びに附則第五項及び第六項関係）

四　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正関係

臨時財政対策債の発行可能年度を平成二九年度から平成三一年度までとすることに伴い、不同意団体が特例的に地方債を発行できる場合を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第四条～第九条関係）

五　施行期日

この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

法律

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二号

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出し中「無限責任社員」を「合名会社等の社員」に改め、同条中「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人」に改め、「（合資会社）」の下に「及び監査法人」を加える。

第十七条の六第二項中「第二条第十二号の六に」を「第二条第十二号の五の二に」に、「同条第十二号の六に」を「同条第十二号の六の二」を「同条第十二号の五の三」に改める。

第二十三条第一項第四号中「によつて」を「により」に改め、「第七項を除く。）」の下に「、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」を加え、「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に、「又は第六十八条の十五の四第五項」を「、第六十八条の十五の四第五項又は第六十八条の十五の五第五項」に改め、同条第四項中「第二款第三目」を「次款第三目」に、「においては」を「には」に改める。

第三十二条第十三項中「第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一　第四十五条の二第一項の規定による申告書

二　第四十五条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第三十二条第十五項中「第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一　第四十五条の二第一項の規定による申告書

二　第四十五条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）